

京都芸術大学における公的研究費の不正防止計画

2023年12月5日
最高管理責任者決定

最高管理責任者が定める京都芸術大学公的研究費等の不正防止に関する基本方針に則り、次のとおり「不正防止計画」を策定し、実施する。なお、この計画については、文部科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じて、見直しを図るものとする。

1. 機関の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の管理・運営に係る責任体系が不明瞭なことによる、不正防止の基本方針の形骸化	最高管理責任者の適切なリーダーシップのもと、本学が定める公的研究費の管理等に関する規程において、最高管理責任者及び統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、監事の役割・責任・権限を定め、学内外に公表し、周知する。また、本学ウェブサイト等で公開するとともに、コンプライアンス教育・啓発活動を通じ、教職員へ周知する。
時間が経過することによる、各責任者の意識等の低下	最高管理責任者の適切なリーダーシップのもと、コンプライアンス教育及び啓発活動を定期的実施し、意識の低下を防止する。
責任体系が複数年変わらないことによる、不正防止計画の具体性の低下	大学全体の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況及び不正発生要因の不正防止計画の反映について、監事からの意見聴取の機会を設け、不正防止計画の実行性を高める。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
コンプライアンスを遵守することに対する関係者の意識の低下	・統括管理責任者及びコンプライアンス推進部署による、コンプライアンス教育及び啓発活動を定期的実施することによりコンプライアンスを遵守することに対する意識の向上を図る。

	・公的研究費に関わる研究者に対し、誓約書等の提出を求める。
コンプライアンスを遵守する義務があることの理解不足	・公的研究費に関わる研究者に対し、誓約書等の提出を求める。
公的研究費の手続き等に関するルールが不明瞭なことによる、手続き、ルールの形骸化	・学内のガイドブック等を毎年発行し、公的研究費に関わる者にとって、常に最新のルールが明確であり、わかりやすい状況を整備し、随時見直しを図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
不正防止計画を策定・実施しているにもかかわらず、不正事案及び不正の疑いがある事案が発生する	・モニタリング、内部監査、調査等により明らかになった不正発生の要因について、不正防止計画に反映させるとともに、コンプライアンス教育等の機会に事例の解説を行う。 ・内部監査室と連携し、不正を発生させる要因の検証を行い、機関全体の状況を体系的に整理し、評価を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
予算の執行状況が適切に把握されていないことによる、不正防止に対する意識の低下	経費の執行状況を適切に把握するため、定期的なモニタリング又は内部監査を実施する。
公的研究費の執行が年度末に集中することや、不適切な使いきりによる不正防止に対する意識の低下	予算執行期限を設けるとともに、繰越制度の活用や返還による悪影響が無いことを周知する。
特定の業者等への取引の集中による不正リスク	公的研究費に関する不正防止等の取組みへの理解を求め、誓約書を徴取する。
検収業務の形骸化	購入物についての納品時の検収を徹底するとともに、必要に応じて事務局各課が検収方法を確認する。
特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など）に対する検収の形骸化	専門知識を有する教職員及び研修担当者により検収を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
告発・相談の窓口が十分に認識されていないことによる、不正に関する情報を入手するルールが整備されていない	ガイドブックやウェブサイト等により、学内外に広く周知する。
不正への本学の取り組みや方針が不明確なことによる、不正使用防止の取り組みの形骸化	不正防止の基本計画、不正防止計画等を定め、学内外に情報発信・共有化を行う。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
モニタリング体制が不十分なことによる、不正防止意識の低下	事務担当者による、日常的な経費の執行状況の点検に加え、毎年、定期的に内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス教育及び啓発活動に活用し、学内に広く周知する。